

記入例

様式 第29号

組合 記入欄	支給決定日数	
-----------	--------	--

- ※① 出産した組合員名義の口座を記入してください。
- ※② 出産のため休業した期間（公休日を含む）とその日数を記入してください。
- ※③ ②の期間内で、労務に服した日があれば、その日数の合計を記入してください。
（短時間でも就労された日については、休業期間の日数より控除して支給します。）
- ※④ 本申請書は、休業期間が経過した後にご提出ください。

産前産後休業給付金支給申請書

被 保 険 者 号	9	9	9	番 号	9	9	9	9	9	9	枝 番	0	1
出 産 し た 組 合 員 氏 名	国 保 花 子					生 年 月 日	昭和 平成 令和	22	年	2	月	22	日 生
出 産 し た 年 月 日	令和 7 年 5 月 15 日					分娩の種類	出産 ・ 死産（妊娠 日）						
出 産 予 定 年 月 日	令和 7 年 5 月 12 日					単胎・多胎 妊娠の別	単胎 ・ 多胎						
振込先金融機関名	〇〇〇〇 銀行					支店名	△△△ 支店						
口 座 番 号	普通	(右詰めでご記入ください)				フリガナ	コクホ ハナコ						
	当座	1	2	3	4	5	6	7	名 義 人	国 保 花 子			
	貯蓄												
組 合 員 が 記 入 す る と こ ろ	関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 関東信越税理士国民健康保険組合規約第13条の2に規定する産前産後休業給付金について、上記のとおり申請 します。 令和 7 年 7 月 11 日 自宅住所 〒 123 - 4567 〇〇県△△市□□町 1-2-3 申請人氏名 国 保 花 子 電話 03 (5678) 1234 (組合員) 所属事務所名 〇〇〇〇〇税理士所事務所 電話 048 (123) 4567												

事 業 主 が 証 明 す る と こ ろ	(1) 出産の ため休業した 期間	産 前	令和 7 年 4 月 1 日 ~	7 年 5 月 15 日	45 日間	※②
	産 後	令和 7 年 5 月 16 日 ~	7 年 7 月 10 日	56 日間		
	出産日の翌日					
	(2) (1) のうち労務に 服した日数	産 前	0 日間	(3) (1) - (2)	(1) 産前：出産予定日より42日前（多胎分娩の時は98日）から出産日 産後：出産日の翌日から56日間の範囲内で事務所を休業した期間を記入 (2) (1)の期間内で、労務に服した日があればその合計日数を記入 ※労務に服した日（有給休暇を含む）は、支給対象日数から除きます。 (3) 休業1日について、2,000円が支給されます。	
	産 後	※③ 0 日間	101 日間			
	上記の組合員記入欄及び事業主記入欄のとおり相違ないことを証明します。 令和 7 年 7 月 11 日					※④
	事務所所在地	〒 330 - 0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町4-376-1				出産のため休業した期間を経過 した後に証明をしてください
	事務所名称	〇〇〇〇〇税理士所事務所 電話 048 (123) 4567				
	事業主氏名	〇〇 〇〇〇				

※裏面の注意事項をよくお読みください。

※申請に当たっては、この申請書に「母子健康手帳」の次のページの写しを添えてください。

①子の氏名と保護者の氏名（表紙） ②出生届出済証明のあるページ

産前産後休業給付金について Q&A

Q1 支給を受ける条件は？

- A1 次の①～③の条件をすべて満たした場合に申請により産前産後休業給付金が支給されます。
- ①組合員本人が出産したこと（組合の加入区分が「家族」の方は対象外です。）
 - ②妊娠８５日（４ヶ月）以上の出産であること
 - ③産前産後休業を取得していること（短時間でも就労された日については、支給されません。）

Q2 出産とは？

- A2 妊娠８５日（４ヶ月）以後の生産（早産）、死産（流産）、人工妊娠中絶をいいます。

Q3 産前産後休業とは？

- A3 ①産前：出産の予定日以前４２日（多胎妊娠の場合においては、９８日）
- ②産後：出産の日後５６日
- ①～②の間、妊娠又は出産に関する事由を理由として労務に服さない期間をいいます。
- ・出産日は産前に含まれます。

Q4 産前産後休業給付金は、いくら支給されますか？

- A4 休業１日について、２，０００円が支給されます。（公休日を含む）
- ・休業期間中に出勤した日がある場合（有給休暇を含む）は、休業日数から除きます。
 - ・休業中に、組合員資格を喪失した場合は、加入期間内のみ支給対象となります。
 - ・死産（流産）の場合でも、妊娠８５日以上であれば支給対象となります。

Q5 出産予定日よりおくれて出産した場合、支給期間はどのようになりますか？

- A5 おくれた期間についても産前の期間として支給対象となります。
- ・（支給期間：出産予定日以前４２日＋出産予定日からおくれた出産日までの日数＋産後５６日）

Q6 休業中に会社を退職した場合、退職後の期間についても申請できますか？

- A6 できません。組合員である期間に限ります。
- ・在職中であっても、休業中に組合員資格を喪失した場合は、加入期間内のみ支給対象となります。

Q7 出勤していない日に対して支給された手当がありますが、休業と扱えますか？

- A7 休業として差し支えありません。
- ・例えば、出勤等の有無に関わらず支給している手当（通勤手当・扶養手当・住宅手当等）、食事・住居等の現物支給等が考えられます。これらの手当等が支給されていても休業の事実をもって支給対象となります。

Q8 申請期限はありますか？

- A8 あります。産前産後休業給付金の申請期限は２年です。
- その起算日は、出産のため労務に服さなかった日ごとにその翌日となります。